

一般社団法人くりはらツーリズムネットワーク入会及び退会規程

制定：平成28年6月16日

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条および第9条の規定に基づき、一般社団法人くりはらツーリズムネットワーク（以下「法人」という）の入会、退会の手続きおよび会費について、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 定款第7条に規定する会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、観光・ツーリズムを実践している、または関心及び興味のある栗原市民並びに栗原市に主たる事務所を置く法人並びに団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人及び法人並びに団体

2 正会員には、個人会員及び団体会員の区分を設ける。

(1) 個人会員 栗原市民

(2) 団体会員 栗原市に主たる事務所を置く法人並びに団体

(会費)

第3条 会費は年会費とし、金額は次のとおりとする。

(1) 正会員 個人 1,000円

団体 3,000円

(2) 賛助会員 1,000円

2 納入期限は、毎年6月末日とする。

3 年度途中に入会する場合にあっても前項に定める額を納入するものとし、脱会届が提出された当該年の会費は納入しなければならない。

(入会)

第4条 入会しようとする者は、会費を添えて入会申込書（様式第1号）を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、入会の可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(脱会)

第5条 脱会しようとする者は、脱会届（様式第2号）を代表理事に提出するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

1 この規程は平成28年4月1日から施行する。

一般社団法人くりはらツーリズムネットワーク入会申込書

一般社団法人くりはらツーリズムネットワーク 代表理事 殿

次のとおり入会を申し込みます。

申 込 年 月 日	平成 年 月 日
会 員 種 別	正会員 個人会員 (1,000 円/年) 団体会員 (3,000 円/年) 賛助会員 (1,000 円/年)
氏 名 ※団体の場合は 代表者	フリガナ -----
商号又は名称	
申込者の役職	
所 在 地 又 は 住 所	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電 子 メ ー ル	
会 員 数 ※団体の場合	

○連絡先 (文書等の送付先が申込者と異なる場合のみご記入ください)

氏 名	フリガナ -----
役 職 等	
所 在 地 又 は 住 所	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電 子 メ ー ル	

一般社団法人くりはらツーリズムネットワーク退会届

平成 年 月 日

一般社団法人くりはらツーリズムネットワーク 代表理事 殿

所属

氏名

印

住所 〒 —

下記理由により脱会する旨を届け出ます。

記

脱会理由
